

報道関係者 各位

平成 29 年 7 月 26 日

【照会先】

労働基準局 安全衛生部

労働衛生課 産業保健支援室

室長 毛利 正

室長補佐 富賀見英城

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5493)

(直通電話) 03(3502)6755

## ストレスチェック制度の実施状況を施行後はじめて公表します

～ ストレスチェックを活用して働きやすい職場づくりを ～

厚生労働省では、このたび、全国の事業場から労働基準監督署に報告のあった、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度<sup>\*</sup>の実施状況についてはじめて取りまとめましたので、公表します。ストレスチェック制度の実施が義務付けられている事業場（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）については、実施結果を所轄の労働基準監督署に報告する必要があります。この報告を取りまとめた結果、平成 29 年 6 月末時点で、8 割を超える事業場がストレスチェック制度を実施済みであることが分かりました（詳細は別添）。

※ ストレスチェック制度とは、職場におけるメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的に、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場に対し、平成 27 年 12 月から年 1 回のストレスチェックとその結果に基づく面接指導などの実施を義務付けているもの。

ストレスチェックをきっかけに、働く方一人ひとりが自らのストレスの状況に気づきセルフケアなどの対処をするとともに、事業者は、長時間労働の改善や職場内のコミュニケーションのあり方などを含めた職場環境の見直しを行い、働きやすい職場づくりを進めることが重要です。

厚生労働省としては、労働局・労働基準監督署において、ストレスチェック制度の実施徹底を指導するとともに、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策を推進するため、ポータルサイト「こころの耳」を通じた企業の取組事例の提供、産業保健総合支援センターによる教育・研修の実施、企業の取組に対する助成金といった各種支援事業の充実を図っていきます。

### 【ストレスチェック制度の実施状況（概要）】

- ・ ストレスチェック制度の実施義務対象事業場のうち、82.9%の事業場がストレスチェック制度を実施。
- ・ ストレスチェック実施事業場の労働者うち、ストレスチェックを受けた労働者の割合は 78.0%。
- ・ ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者の割合は 0.6%。
- ・ ストレスチェックを実施した事業場のうち、78.3%の事業場が集団分析を実施。

別添 ストレスチェック制度の実施状況

参考 1 ストレスチェック制度の概要

参考 2 各種支援事業

①ポータルサイト「こころの耳」<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

②産業保健総合支援センター <https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

③産業保健関係助成金 <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx>

④厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム <https://stresscheck.mhlw.go.jp/>

## ストレスチェック制度の実施状況

※ 厚生労働省労働衛生課調べ（平成 29 年 7 月）

### 1 ストレスチェック制度の実施状況

- 平成 29 年 6 月末現在（以下、同じ）、ストレスチェック制度の実施が義務付けられた事業場のうち、所轄の労働基準監督署に実施報告書の提出があった事業場<sup>※1</sup>は約 83%。

表 1 ストレスチェック制度の実施状況

事業場規模	50～99 人	100～299 人	300～999 人	1000 人以上	計
ストレスチェックを実施した事業場の割合	78.9%	86.0%	93.0%	99.5%	82.9%

※1 ストレスチェックの実施が義務付けられている事業場は、ストレスチェックの実施結果に関する報告書を所轄の労働基準監督署に提出する義務がある。報告書の提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えないこととしている。

表 2 ストレスチェック制度の実施状況（主な業種別）

業種	製造業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	商業
ストレスチェックを実施した事業場の割合	86.0%	81.1%	80.9%	76.6%	79.9%

金融・広告業	通信業	教育・研究業	保健・衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業
93.2%	92.0%	86.2%	83.7%	68.2%	67.0%

《 以下 2～5 は、実施報告書の提出があった事業場における実施状況 》

### 2 ストレスチェックの受検状況

- 在籍労働者のうち、ストレスチェックを受けた労働者は約 8 割。

表 3 ストレスチェックの受検状況

事業場規模	50～99 人	100～299 人	300～999 人	1000 人以上	計
ストレスチェックを受けた労働者の割合	77.0%	78.3%	79.1%	77.1%	78.0%

### 3 ストレスチェック実施者<sup>※2</sup>の選任状況

- ・ 約6割の事業場で、事業場内の産業医等がストレスチェック実施者として関与している。

表4 ストレスチェック実施者の選任状況（事業場の割合）

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
事業場内の産業医等	55.8%	58.1%	67.5%	81.3%	58.2%
① 事業場選任の産業医	47.9%	49.1%	56.1%	70.8%	49.4%
② 事業場所属の医師（①以外の医師に限る）、保健師、看護師または精神保健福祉士	7.9%	9.2%	11.4%	10.5%	8.8%
外部委託先の医師、保健師、看護師または精神保健福祉士	44.2%	41.7%	32.5%	18.7%	41.8%

※2 ストレスチェック実施者は、ストレスチェックの調査票の選定や調査票に基づくストレスの程度の評価方法、高ストレス者の選定基準の決定について、事業者に対して専門的な見地から意見を述べるとともに、ストレスチェックの結果に基づき、当該労働者が医師による面接指導を受ける必要があるか否かを確認するなどの役割がある。ストレスチェック実施者は、医師、保健師、一定の研修を受けた看護師・精神保健福祉士から選任する必要がある。

### 4 医師による面接指導の実施状況

#### （1）医師による面接指導を受けた労働者の状況

- ・ ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者<sup>※3</sup>は0.6%。

表5 医師による面接指導を受けた労働者の状況

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
医師による面接指導を受けた労働者の割合	0.8%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%

※3 事業者は、ストレスチェックの結果、高ストレス者として選定された者であって、医師による面接指導を受ける必要があるとストレスチェック実施者が認めた者のうち、労働者から申出があった者について、医師による面接指導を実施しなければならない。

## (2) 医師による面接指導を実施した事業場の状況

- ・ ストレスチェックを実施した事業場のうち、医師による面接指導を実施した事業場は約3割。
- ・ 医師による面接指導を実施した事業場のうち、約8割の事業場で、事業場選任の産業医が面接指導を担当した。

表6 医師による面接指導の実施状況

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
医師による面接指導を実施した事業場の割合	22.6%	36.9%	61.0%	85.0%	32.7%

表7 面接指導実施者の選任状況（事業場の割合）

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
① 事業場選任の産業医	79.3%	78.7%	79.5%	81.1%	79.1%
② 事業場所属の医師 (①以外の医師に限る)	4.7%	5.9%	6.9%	8.8%	5.8%
③ 外部委託先の医師	16.0%	15.4%	13.6%	10.1%	15.1%

## 5 集団分析<sup>※4</sup>の実施状況

- ・ ストレスチェックを実施した事業場のうち、集団分析を実施した事業場は約8割。

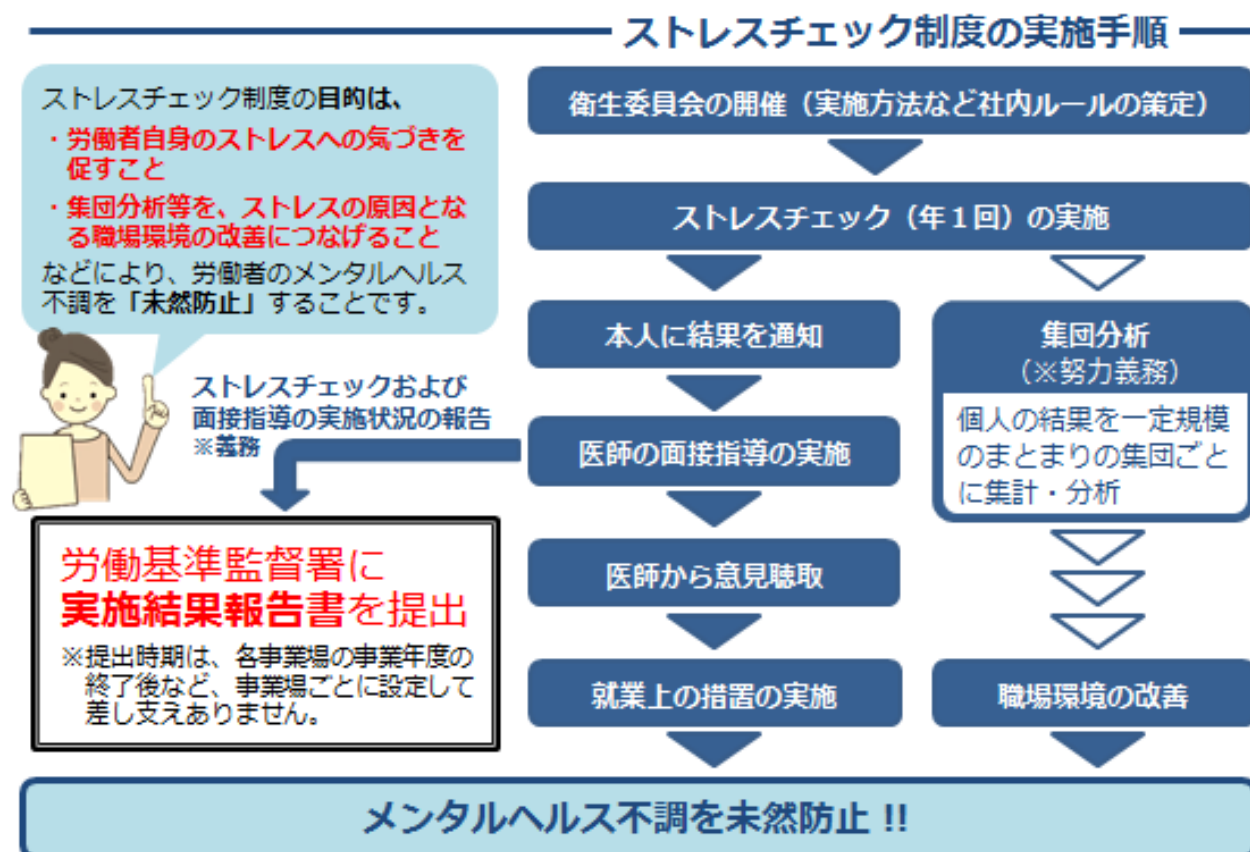
表8 集団分析の実施状況

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
集団分析を実施した事業場の割合	76.2%	79.7%	83.6%	84.8%	78.3%

※4 集団分析とは、ストレスチェックの結果を職場や部署単位で集計・分析し、職場ごとのストレスの状況を把握すること。集団分析の結果を、業務内容や労働時間など他の情報と併せて評価し、職場環境改善に取り組むことが事業者の努力義務となっている。

## ストレスチェック制度について

- 平成 27 年 12 月 1 日から、労働者数 50 人以上の事業場を対象として、年 1 回のストレスチェックの実施が義務付けられています。実施結果は所轄の労働基準監督署に報告しなければなりません。
- ストレスチェックは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、回答を集計・分析することで、
  - ・ 労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
  - ・ 集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること
 などにより、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。



あなたや、あなたの身の回りで

# こんな悩みを抱えている方は いませんか？



こころの健康問題により  
休業中の社員がいる



こころの悩みがある  
誰かに相談したい



職場のメンタルヘルス対策  
について知りたい

こころの耳では、働く人のメンタルヘルス対策に関するさまざまな情報を提供しています



セルフチェック  
(ストレス・疲労蓄積度)



事例紹介  
動画・Q&A



eラーニング  
教育・研修



ストレスチェック制度  
事業者向け実施プログラム

## 相談窓口案内



働く人の「こころの耳電話相談」※

☎ 0120-565-455

月曜日・火曜日 17:00～22:00  
土曜日・日曜日 10:00～16:00  
(祝日、年末年始はのぞく)



働く人の「こころの耳メール相談」

こころの耳メール

検索

24時間受付／1週間以内に返信します  
<http://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan>

こころの耳

検索

<http://kokoro.mhlw.go.jp>

※平成28年10月1日より「こころほっとライン」は「こころの耳電話相談」に名称変更いたしました。



住所一覧					
	施設名称	郵便番号	住 所	TEL	FAX
北海道	産業保健総合支援センター	〒060-0001	北海道札幌市中央区北1条西7丁目1番地 プレスト1・7ビル2F	011-242-7701	011-242-7702
青森	産業保健総合支援センター	〒030-0862	青森県青森市古川2丁目20番3号 朝日生命青森ビル8階	017-731-3661	017-731-3660
岩手	産業保健総合支援センター	〒020-0045	岩手県盛岡市盛岡駅西通2丁目9番1号 マリオス14階	019-621-5366	019-621-5367
宮城	産業保健総合支援センター	〒980-6015	宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番1号 住友生命仙台中央ビル15階	022-267-4229	022-267-4283
秋田	産業保健総合支援センター	〒010-0874	秋田県秋田市千秋久保田町6丁目6番 秋田県総合保健センター4階	018-884-7771	018-884-7781
山形	産業保健総合支援センター	〒990-0047	山形県山形市旅籠町3丁目1番4号 食糧会館4階	023-624-5188	023-624-5250
福島	産業保健総合支援センター	〒960-8031	福島県福島市栄町6番6号 NBFユニックスビル10階	024-526-0526	024-526-0528
茨城	産業保健総合支援センター	〒310-0021	茨城県水戸市南町3丁目4番10号 水戸FFセンタービル8階	029-300-1221	029-227-1335
栃木	産業保健総合支援センター	〒320-0811	栃木県宇都宮市大通り1丁目4番24号 MSCビル4階	028-643-0685	028-643-0695
群馬	産業保健総合支援センター	〒371-0022	群馬県前橋市千代田町1丁目7番4号 群馬メディカルセンタービル2階	027-233-0026	027-233-9966
埼玉	産業保健総合支援センター	〒330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング6階	048-829-2661	048-829-2660
千葉	産業保健総合支援センター	〒260-0013	千葉県千葉市中央区中央3丁目3番8号 オーク千葉中央ビル8階	043-202-3639	043-202-3638
東京	産業保健総合支援センター	〒102-0075	東京都千代田区三番町6番14号 日本生命三番町ビル3階	03-5211-4480	03-5211-4485
神奈川	産業保健総合支援センター	〒221-0835	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3丁目29番1号 第6安田ビル3階	045-410-1160	045-410-1161
新潟	産業保健総合支援センター	〒951-8055	新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077番地 朝日生命新潟万代橋ビル6階	025-227-4411	025-227-4412
富山	産業保健総合支援センター	〒930-0856	富山県富山市牛島新町5番5号 インテックビル4階	076-444-6866	076-444-6799
石川	産業保健総合支援センター	〒920-0031	石川県金沢市広岡3丁目1番1号 金沢パークビル9階	076-265-3888	076-265-3887
福井	産業保健総合支援センター	〒910-0006	福井県福井市中央1丁目3番1号 加藤ビル7階	0776-27-6395	0776-27-6397
山梨	産業保健総合支援センター	〒400-0031	山梨県甲府市丸の内2丁目32番11号 山梨県医師会館4階	055-220-7020	055-220-7021
長野	産業保健総合支援センター	〒380-0936	長野県長野市岡田町215番1号 日本生命長野ビル4階	026-225-8533	026-225-8535
岐阜	産業保健総合支援センター	〒500-8844	岐阜県岐阜市吉野町6丁目16番地 大同生命・廣瀬ビル地下1階	058-263-2311	058-263-2366
静岡	産業保健総合支援センター	〒420-0034	静岡県静岡市葵区常盤町2丁目13番1号 住友生命静岡常盤町ビル9階	054-205-0111	054-205-0123
愛知	産業保健総合支援センター	〒460-0004	愛知県名古屋市中区新栄町2丁目13番地 栄第一生命ビルディング9階	052-950-5375	052-950-5377
三重	産業保健総合支援センター	〒514-0003	三重県津市桜橋2丁目191番4号 三重県医師会館ビル5階	059-213-0711	059-213-0712
滋賀	産業保健総合支援センター	〒520-0047	滋賀県大津市浜大津1丁目2番22号 大津商中日生ビル8階	077-510-0770	077-510-0775
京都	産業保健総合支援センター	〒604-8186	京都府京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361番1号 アーバネックス御池ビル東館5階	075-212-2600	075-212-2700
大阪	産業保健総合支援センター	〒540-0033	大阪府大阪市中央区石町2丁目5番3号 エル・おおさか南館9階	06-6944-1191	06-6944-1192
兵庫	産業保健総合支援センター	〒651-0087	兵庫県神戸市中央区御幸通6丁目1番20号 ジイテックスアセントビル8階	078-230-0283	078-230-0284
奈良	産業保健総合支援センター	〒630-8115	奈良県奈良市大宮町1丁目1番32号 奈良交通第3ビル3階	0742-25-3100	0742-25-3101
和歌山	産業保健総合支援センター	〒640-8137	和歌山県和歌山市吹上2丁目1番22号 和歌山県日赤会館7階	073-421-8990	073-421-8991
鳥取	産業保健総合支援センター	〒680-0846	鳥取県鳥取市扇町115番地1 鳥取駅前第一生命ビルディング6階	0857-25-3431	0857-25-3432
島根	産業保健総合支援センター	〒690-0003	島根県松江市朝日町477番地17 明治安田生命松江駅前ビル7階	0852-59-5801	0852-59-5881
岡山	産業保健総合支援センター	〒700-0907	岡山県岡山市北区下石井2丁目1番3号 岡山第一生命ビルディング12階	086-212-1222	086-212-1223
広島	産業保健総合支援センター	〒730-0011	広島県広島市中区基町11番13号 合人社広島紙屋町アネクス5階	082-224-1361	082-224-1371
山口	産業保健総合支援センター	〒753-0051	山口県山口市旭通り2丁目9番19号 山口建設ビル4階	083-933-0105	083-933-0106
徳島	産業保健総合支援センター	〒770-0847	徳島県徳島市幸町3丁目61番地 徳島県医師会館3階	088-656-0330	088-656-0550
香川	産業保健総合支援センター	〒760-0025	香川県高松市古新町2番3号 三井住友海上高松ビル4階	087-826-3850	087-826-3830
愛媛	産業保健総合支援センター	〒790-0011	愛媛県松山市千舟町4丁目5番地4号 松山千舟454ビル2階	089-915-1911	089-915-1922
高知	産業保健総合支援センター	〒780-0870	高知県高知市本町4丁目1番8号 高知フコク生命ビル7階	088-826-6155	088-826-6151
福岡	産業保健総合支援センター	〒812-0016	福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号 福岡県メディカルセンタービル1階	092-414-5264	092-414-5239
佐賀	産業保健総合支援センター	〒840-0816	佐賀県佐賀市駅南本町6番地4号 佐賀中央第一生命ビル4階	0952-41-1888	0952-41-1887
長崎	産業保健総合支援センター	〒852-8117	長崎県長崎市平野町3番5号 建友社ビル3階	095-865-7797	095-848-1177
熊本	産業保健総合支援センター	〒860-0806	熊本県熊本市中央区花畑町9番24号 住友生命熊本ビル3階	096-353-5480	096-359-6506
大分	産業保健総合支援センター	〒870-0046	大分県大分市荷揚町3番1号 いちご・みらい信金ビル6階	097-573-8070	097-573-8074
宮崎	産業保健総合支援センター	〒880-0806	宮崎県宮崎市広島1丁目18番7号 大同生命宮崎ビル6階	0985-62-2511	0985-62-2522
鹿児島	産業保健総合支援センター	〒890-0052	鹿児島県鹿児島市上之園町25番1号 中央ビル4階	099-252-8002	099-252-8003
沖縄	産業保健総合支援センター	〒901-0152	沖縄県那覇市宇小禄1831番1号 沖縄産業支援センター203-1号室	098-859-6175	098-859-6176
労働者健康安全機構 <small>(産業保健・賃金援護部 産業保健課)</small>		〒211-0021	神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 事務管理棟	044-431-8660	044-411-5543

# 企業の明るい未来のために

## 働く人の「こころ」と「からだ」の健康を

### 無料でサポート!

産業保健総合支援センター  
地域産業保健センター  
事業案内

独立行政法人労働者健康安全機構  
産業保健・賃金援護部



http://www.johas.go.jp/



# 働く人の「こころ」と「からだ」の健康が 会社の未来を明るくする!



## 産業保健スタッフ向けサービス

### 産業保健総合支援センター

各都道府県に設置されている産業保健総合支援センターでは、事業場で産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。

#### 産業保健関係者に対する専門的研修等

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールは産業保健総合支援センターホームページでご確認ください。  
※研修参加には事前の申込みが必要です。

#### 産業保健関係者からの専門的相談対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。

#### メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフが中小規模事業場に赴き、ストレスチェック制度の導入について具体的なアドバイスをするなど、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。また、管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

#### 治療と職業生活の両立支援

治療中の労働者が就労を継続するために、事業場に対する支援を行います。特に、「がん」などの疾病を抱える労働者を対象とした支援も実施しています。

#### 産業保健に関する情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジン、情報誌を通じて、産業保健情報をお知らせしています。また、専門図書の出借等も行っています。  
※メールマガジン登録は、産業保健総合支援センターホームページをご覧ください。

#### 事業主・労働者に対する啓発セミナー

事業主を対象とした、職場における労働者の健康管理等の産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等のセミナーを実施しています。

私たちは、ワンストップサービスによる「産業保健スタッフの活動へのサポート」や「小規模事業場の事業者やそこで働く人への産業保健サービス」を通じて、すべての人が健康で元気に働けることを目指しています。皆さまのご利用をお待ちしております。

## 小規模事業場向けサービス

### 地域産業保健センター（地域窓口）

産業保健総合支援センターの地域窓口として、概ね労働基準監督署管轄区域毎に地域産業保健センターを設置しています。地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

#### 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（「血中脂質検査」「血圧の測定」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」）に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

#### 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことが出来ます。

#### 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行います。

#### 個別訪問による産業保健指導の実施

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

※地域産業保健センターの利用には事前の申込みが必要です。また利用回数には制限があります。詳しくは、最寄りの地域産業保健センターもしくは産業保健総合支援センターへお問い合わせください。

提供するサービスは **すべて無料です**



# 職場の健康づくりを応援します!

## 平成29年度 産業保健関係助成金のご案内

### ストレスチェック助成金

(労働者数 50 人未満の事業場が対象)

○小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と契約し、ストレスチェック等を実施した場合に、次の費用を助成する。

- ①ストレスチェックの実施に対する助成
  - 従業員1人につき500円を上限として、その実費額を支給。
- ②ストレスチェック実施後の医師による面接指導・意見陳述に対する助成
  - 医師による活動1回につき21,500円を上限として、その実費額を支給（一事業場につき年3回が限度）。

NEW

### 職場環境改善計画助成金

(労働者数の制限なし)

○ストレスチェック実施後の集団分析を踏まえ、

**【Aコース】** 専門家（※）の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、指導費用及び機器・設備購入費の実費を支給（10万円を上限、うち機器・設備購入費は5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り）。

（※）：産業医等の医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー・臨床心理士等の心理職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士

**【Bコース】** メンタルヘルス対策促進員の助言・支援（訪問3回まで）を受け、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、機器・設備購入費の実費を支給（5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り）。

NEW

### 小規模事業場 産業医活動助成金

(労働者数 50 人未満の事業場が対象)

○小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部または一部を実施する契約をした場合に実費を支給（6か月当たり10万円を上限×2回限り）。

※一事業場につき将来にわたって2回の支給に限ります。

NEW

### 心の健康づくり計画助成金

(労働者数の制限なし)

○メンタルヘルス対策促進員の助言・支援（訪問3回まで）を受け、心の健康づくり計画（ストレスチェック実施計画を含む。）を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に支給（一律10万円）。

※一企業につき将来にわたって1回の支給に限ります。

産業保健関係助成金のお問い合わせは

独立行政法人 労働者健康安全機構



0570-783046

ナ ヤ ミ ヲ シ ロウ

平成29年度  
から

# 産業保健関係助成金

のメニューが  
**拡充**されました。

※新たな助成金は **平成29年6月1日から申請受付** を開始しております。

ストレスチェックの実施及び面接指導等のほか、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善計画を作成・実施した場合の助成金です。

※「心の健康づくり計画助成金」は、事業場単位ではなく、一企業について、将来にわたり1回限りの支給となりますのでご注意ください。

## 労働者数50人以上の 事業場

### 労働者数50人未満の事業場

**NEW** 小規模事業場産業医活動助成金  
(労働者数50人未満の事業場が対象)

ストレスチェック助成金  
(労働者数50人未満の事業場が対象)

**NEW** 職場環境改善計画助成金  
(労働者数の制限なし)

**NEW** 心の健康づくり計画助成金  
(労働者数の制限なし)※企業単位

## 「ストレスチェック助成金」が使いやすくなりました。

- 事前登録の要件がなくなりました。
- 年度中に実施した分が翌年度6月30日まで申請可能となりました。
- ストレスチェック助成金の②(表面参照)の対象が「ストレスチェック実施後の医師による面接指導」「面接指導の結果についての事業主への意見陳述」の2点となりました。



助成金に関するお問い合わせ・申請はこちら

独立行政法人 労働者健康安全機構



産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

〒211-0021 神奈川県川崎市中区木月住吉町1番1号 事務管理棟



# 0570-783046

ナ ヤ ミ ヲ シ ロウ

受付時間

平日 9時～12時  
13時～18時  
(土曜、日曜、祝日休み)

産業保健関係助成金

検索

<https://www.johas.go.jp/>

※各種申請様式は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

働く人のメンタルヘルス  
ポータルサイト

「こころの耳」

ストレスチェックについての詳細や、実施プログラム(無料)、各種マニュアル等は、こちらのWEBサイトをご覧ください。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

こころの耳

検索

「ストレスチェックって、どのように実施すればいいの？」とお悩みの方へ

# 厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム

をご活用いただくことで、簡単・便利に実施することができます。

## 厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム（無料ツール）とは？

- ストレスチェックの受検、結果出力、結果管理までを一括で実施できるプログラムです。厚生労働省ホームページから無料でダウンロードいただけます。

➡ <http://stresscheck.mhlw.go.jp/>

厚生労働省版ストレスチェック

検索



「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」  
ダウンロードサイト

- 本プログラムの利用に関する詳細やご不明点などは、専用のコールセンター（フリーダイヤル）にお問い合わせください。

【電話番号】 0120-65-3167（フリーダイヤル）

【受付日時】 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

## ▼ 他にも、事業者の皆さまにご利用いただける相談窓口があります。

### ストレスチェック制度サポートダイヤル

- ストレスチェックに関わる方（産業医、保健師、事業者、衛生管理者、など）からの、ストレスチェック制度に関するお問い合わせ（事業場における実施方法、実施体制など）に、専門家がお答えします。

【電話番号】 0570-03-1050（通話料がかかります）

【受付日時】 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

### 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

- ストレスチェック制度をはじめとする、メンタルヘルス対策全般の情報を掲載しています。

➡ <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

こころの耳 検索



東京労働局管内の事業場におけるストレスチェックの取組状況について  
(厚生労働省本省による報道発表に際しての分析)

ストレスチェック制度の実施状況

1 ストレスチェック制度の実施状況

・平成29年6月末現在(全国値:以下、同じ)、ストレスチェック制度の実施が義務付けられた事業場のうち、所轄の労働基準監督署に実施報告書の提出があった事業場(※1)は約83%。

表1 ストレスチェック制度の実施状況(全国)

事業場規模		50~99人	100~299人	300~999人	1000人以上	計
ストレスチェックを実施した事業場の割合	全国	78.9%	86.0%	93.0%	99.5%	82.9%
	東京	80.2%	87.7%	92.1%	92.7%	84.9%

※1 ストレスチェックの実施が義務付けられている事業場は、ストレスチェックの実施結果に関する報告書を所轄の労働基準監督署に提出する義務がある。報告書の提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えないこととしている。

東京でのストレスチェックの実施率は84.9%。  
規模が大きいほど、実施状況は良好である。

表2 ストレスチェック制度の実施状況(主な業種別)

業種	製造業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	商業
ストレスチェックを実施した事業場の割合	86.0%	81.1%	80.9%	76.6%	79.9%
	83.9%	82.6%	88.1%	78.5%	86.0%

金融・広告業	通信業	教育・研究業	保健・衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業
93.2%	92.0%	86.2%	83.7%	68.2%	67.0%
92.2%	85.9%	87.2%	81.6%	72.9%	69.9%

その他の業種 85.3% ※規模50人以上

清掃・と畜業、接客娯楽業等の業種での実施率が低調で、金融・広告業、運輸交通業等の業種での実施率が高い。

◀ 以下2~5は、実施報告書の提出があった事業場における実施状況 ▶



## 2 ストレスチェックの受検状況

- ・在籍労働者のうち、ストレスチェックを受けた労働者は約8割。

表3 ストレスチェックの受検状況(全国)

事業場規模		50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
ストレスチェックを受けた労働者の割合	全国	77.0%	78.3%	79.1%	77.1%	78.0%
	東京	77.6%	78.2%	78.1%	72.9%	76.9%

在籍労働者中の受検率には、事業場規模による差は認められない。

ただし、全国値に比べると、東京では、規模1,000人以上の大規模事業場の受検率が低調となっている。

## 3 ストレスチェック実施者(※2)の選任状況

- ・約6割の事業場で、事業場内の産業医等がストレスチェック実施者として関与している。

表4 ストレスチェック実施者の選任状況(事業場の割合)

事業場規模		50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
事業場内の産業医等	全国	55.8%	58.1%	67.5%	81.3%	58.2%
	東京	60.9%	63.2%	68.5%	81.6%	63.4%
① 事業場選任の産業医	全国	47.9%	49.1%	56.1%	70.8%	49.4%
	東京	55.6%	57.8%	60.8%	72.3%	57.6%
② 事業場所属の医師(①以外の医師に限る)、保健師、看護師または精神保健福祉士	全国	7.9%	9.2%	11.4%	10.5%	8.8%
	東京	5.3%	5.4%	7.7%	9.3%	5.8%
外部委託先の医師、保健師、看護師または精神保健福祉士	全国	44.2%	41.7%	32.5%	18.7%	41.8%
	東京	39.1%	36.8%	31.4%	18.4%	36.7%

※2 ストレスチェック実施者は、ストレスチェックの調査票の選定や調査票に基づくストレスの程度の評価方法、高ストレス者の選定基準の決定について、事業者に対して専門的な見地から意見を述べるとともに、ストレスチェックの結果に基づき、当該労働者が医師による面接指導を受ける必要があるか否かを確認するなどの役割がある。ストレスチェック実施者は、医師、保健師、一定の研修を受けた看護師・精神保健福祉士から選任する必要がある。

事業場の規模が大きいほど、事業場選任の産業医がストレスチェックの実施者となる割合が高く、外部へ委託する割合が低い。

また、全国値と比べて、東京ではより一層、事業場選任の産業医がストレスチェックの実施者となる割合が高く、外部へ委託する割合が低い。



表4の2 ストレスチェック実施者の選任状況（事業場の割合）

東京のみの集計

業種	製造業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	商業
① 事業場選任の産業医	47.5%	51.6%	55.6%	55.2%	57.7%
② 事業場所属の医師（①以外の医師に限る）、保健師、看護師または精神保健福祉士	6.1%	4.7%	8.3%	4.0%	4.3%
外部委託先の医師、保健師、看護師または精神保健福祉士	46.4%	43.7%	36.2%	40.8%	38.0%

金融・広告業	通信業	教育・研究業	保健・衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業
67.3%	89.5%	62.3%	45.3%	44.4%	54.0%
7.1%	4.2%	4.2%	14.6%	3.6%	3.8%
25.7%	6.3%	33.5%	40.1%	52.0%	42.2%

業種別によると、ストレスチェック実施者の選任状況の特色がはっきりと出ている。

特に、通信業では、事業場選任の産業医がストレスチェックの実施者となる割合が高く、外部へ委託する割合が低い。

接客娯楽業、保健・衛生業、製造業では、事業場選任の産業医がストレスチェックの実施者となる割合が5割を下回っており、接客娯楽業では外部委託が5割を超えている。

#### 4 医師による面接指導の実施状況

##### （1）医師による面接指導を受けた労働者の状況

・ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者（※3）は0.6%。

表5 医師による面接指導を受けた労働者の状況

事業場規模		50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
医師による面接指導を受けた労働者の割合	全国	0.8%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%
	東京	0.97%	0.77%	0.67%	0.62%	0.74%

※3 事業者は、ストレスチェックの結果、高ストレス者として選定された者であって、医師による面接指導を受ける必要があるとストレスチェック実施者が認めた者のうち、労働者から申出があった者について、医師による面接指導を実施しなければならない。

##### （2）医師による面接指導を実施した事業場の状況

・ストレスチェックを実施した事業場のうち、医師による面接指導を実施した事業場は約3割。

・医師による面接指導を実施した事業場のうち、約8割の事業場で、事業場選任の産業医が面接指導を担当した。



表6 医師による面接指導の実施状況

事業場規模		50～99 人	100～299 人	300～999 人	1000 人以上	計
医師による面接指導を実施した事業場の割合	全国	22.6%	36.9%	61.0%	85.0%	32.7%
	東京	28.0%	42.0%	64.8%	89.3%	40.0%

事業場規模が大きいほど、面接指導の実施率が高くなっている。東京では、どの規模でも全国値より高くなっており、事業場規模が大きいほど実施率が高い傾向が顕著となっている。面接指導を受けた労働者数に比べ、面接指導を実施した事業場の割合が高い感がある。

表7 面接指導実施者の選任状況（事業場の割合）

事業場規模		50～99 人	100～299 人	300～999 人	1000 人以上	計
① 事業場選任の産業医	全国	79.8%	78.7%	79.5%	81.1%	79.1%
	東京	80.3%	79.5%	77.8%	81.1%	79.5%
② 事業場所属の医師 (①以外の医師に限る)	全国	4.7%	5.9%	6.9%	8.8%	5.8%
	東京	3.3%	4.2%	5.9%	6.9%	4.5%
外部委託先の医師	全国	16.0%	15.4%	13.6%	10.1%	15.1%
	東京	16.5%	16.3%	16.3%	12.0%	16.2%

#### 5 集団分析※4の実施状況

- ・ストレスチェックを実施した事業場のうち、集団分析を実施した事業場は約8割。

表8 集団分析の実施状況

事業場規模		50～99 人	100～299 人	300～999 人	1000 人以上	計
集団分析を実施した事業場の割合	全国	76.2%	79.7%	83.6%	84.8%	78.3%
	東京	79.3%	82.3%	85.3%	85.7%	81.1%

※4 集団分析とは、ストレスチェックの結果を職場や部署単位で集計・分析し、職場ごとのストレスの状況を把握すること。集団分析の結果を、業務内容や労働時間など他の情報と併せて評価し、職場環境改善に取り組むことが事業者の努力義務となっている。

事業場規模が大きいほど、面接指導の実施率が高くなっている。